

第1255回 高知市教育委員会 9月定例会 議事録

1 開催日 令和3年9月27日（月）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第39号 高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱について

日程第3 市教委第40号 高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について

日程第4 市教委第41号 高知市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱について

日程第5 市教委第42号 第2期オーテピア高知図書館サービス計画（令和4～8年度）について

報告 ○第485回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○第485回高知市議会定例会に提出する令和2年度決算認定議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における事務局一次評価案について

○令和3年9月市議会個人質問概要について（教育委員会関係）

○旭市民図書館の休館等について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	溝 渕 隆 彦
	教育次長	岩 原 圭 祐
	図書館・科学館担当参事	森 岡 眞 秋
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	山 中 浩 介
	学校教育課副参事	竹 内 清 貴
	学校教育課教育企画監	平 井 千加子
	学校環境整備課長	高 橋 直 人
	学校環境整備課G I G Aスクール統括監	市 原 俊 和
	青少年・事務管理課長	三 吉 正 純
	人権・こども支援課長	西 田 尚 弘
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中 井 昭 秀

図書館・科学館課長
高知市教育研究所長
高知商業高等学校事務長
教育政策課長補佐
少年補導センター副所長
教育政策課総務担当係長
教育政策課主査

高石敏子
近森夏彦
池上哲夫
島崎由紀子
吉川佳余
神岡純子
松本理

1 令和3年9月27日（月） 午後3時～午後5時30分（たかじょう庁舎6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後3時

山本教育長

ただいまから第1255回高知市教育委員会9月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は西森委員、よろしくお願いいたします。

西森委員

はい。

山本教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第39号「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課教育企画監

市教委第39号「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱について」説明いたします。

本市におきましては、平成31年3月に高知市立学校教職員の働き方改革プランを策定し、現在、このプランに基づき働き方改革の取組を進めているところです。そして、取組の進捗状況や成果、課題等について検証し、更なる実効性のある取組を推進するために、高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会を設置し、必要な方策について協議を行っております。この働き方改革推進委員会の任期中の委員から辞退の申し出があったことから、改めてお一人の委員を委嘱することについて本日ご審議いただきます。

資料3ページをご覧ください。本委員会は高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会条例第3条により、学識経験者、高知市立学校の児童又は生徒の保護者の代表者、学校関係者、教育委員会が必要と認める者のうちから、高知市教育委員会が委嘱又は任命する委員8人以内をもって組織することとしております。資料3ページの上の段の前田修一さんは、高知市立学校の生徒の保護者の代表者という立場で委員をお願いしておりましたが、本年3月に子供さんが中学校を卒業し、高知市立小中学校PTA連合会会長を退かれました。そこで、この度改めて委嘱します委員は、本年度から新しくPTA連合会会長に就任された松本憲誠さんになります。任期は辞令交付の日から令和4年10月9日までとなっております。

続いて、資料4ページをご覧ください。こちらは、高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の全委員の一覧となっております。2年間の任期ですので、松本さん以外は変わりありません。男性・女性の割合ですが、女性は、名簿4番、5番、7番、8番の委員で、8名中4名が女性で、女性の割合で申しますと50パーセントとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

山本教育長

今回、高知市PTA連合会の会長の交代に伴う人事議案です。

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第39号「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第39号は、原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第40号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

市教委第40号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」ご説明いたします。

趣旨といたしましては、委員の任期満了に伴い、新たに委嘱等を行うものです。

高知市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき平成27年11月に発足し、高知市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図り、いじめの防止等のための効果的な対策を推進することを目的としています。委員は条例に定める12の機関・団体からご推薦をいただき、任期は2年以内、ただし、再任は可能となっております。

今回、各機関・団体からご推薦いただきましたのは、資料6ページの12名です。この中で、再任は9名、新任が3名となっております。今回初めて委嘱いたしますのは名簿の7番、高知市立小中義務教育特別支援学校長会から藤川尚司委員、9番、高知市立小中学校PTA連合会会長、松本憲誠委員、10番、高知商業高等学校PTA副会長の榎田里佳委員です。新しい委員の委嘱期間は、令和3年10月1日から令和5年9月30日までとしております。

なお、今回の委嘱等に際しましては、12名の委員中、女性6名、男性6名で前回と変わりません。女性委員の割合は50パーセントです。ご承認を願います。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

前回の委員も、女性の比率は同じ50パーセントでしたか。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

はい。

森田委員

異論は全くありません。最近、いじめの中でもタブレットを貸し出したことによるいじめも多様になってきているので、ICTに詳しい委員さんなどのご活躍を期待するという感想になります。

山本教育長

町田市は先行的に2年ほど前から使っていましたけど、GIGAタブレットを配布して、その中のチャット機能を使い、先生が見えないところで特定の子供にいじめをしたということで、その子は自殺して亡くなったということが今新聞に載っています。高知市においては、チャット機能はありますけれども、現在使えないようにしています。あと、町田市の方はとにかく全員に使わせるということで、IDはそれぞれ名前が入ったIDですけれども、パスワードが全員同じでしたので、みんなが他人のパスワードを知っていることとなり、他人の名前で入っていくことができる。ID自体は公開されていますので。なりすましがあまして、例えば書き込みをしたのが誰かも特定ができない。どのIDから書かれたというのは分かっていますけれども、ただ、それはパスワードを

みんなが知っていますので、誰が書いたのかが特定できないということで、そこは非常に不適切ということが言われています。

高知市については、当然IDもパスワードもそれぞれ個人のもので、IDやパスワードを、よくパソコンへ貼るなどしていますけど、あの通知を受けて改めて、それは絶対にしないでくださいということ、パスワードをしっかりと自分で守るということを徹底したところです。ただ、チャット機能は勉強していく上で非常に有効なツールです。リモートをしていく中で、友達同士の交流がチャットによってできているというところもありますので、そこをチャットを使わずに、例えば全員が書き込めて、全員が見える中でやっていくようなことをしていけないのではないかと思います。

高知市はそういう形でかなり厳しめの運用をしています。それによって使い勝手自体は悪くなりますけど、子供たちのその意識がついてこないまま、先に機械だけで走ってしまうと、やはりいろんな問題が起きてくると思いますので、様子を見ながら少しずつ機能を解禁していこうかと思っています。あと、セキュリティソフトがありますので、例えばギャンブルでありますとか、そういうサイトには入っていけない、自動的にブロックされるような形で、それもかなり厳しくかかっています。それにより家で調べものをするときにはそれがネックとなって、サイトに入れないということも出てきますけど、そこはもう仕方がないのではないかとということで運用しています。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第40号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第40号は、原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第41号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

人権・こども支援課生徒指導対策監

市教委第41号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱について」ご説明いたします。

趣旨といたしましては、高知市立学校にて発生いたしました、いじめの重大事態事案の調査に関し、学校を調査主体とした組織に専門家を加えるために、令和3年2月及び3月に、いじめ防止等対策委員会委員として委嘱いたしました3名の委員のうち、2名の委員を調査の終了に伴い解嘱するものです。解嘱いたしますのは8ページにありますとおり、精神科医の町原敦委員と大学教授の岡谷英明委員です。

本件は、令和3年8月定例会においてご報告いたしました、いじめの重大事態の調査報告書に対し、市長部局での協議の結果、いじめの防止のための基本的な方針及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、市教委において追加調査を行うものとの判断があった事案です。ガイドラインには、「再調査を行う必要があると考えられる場合」として、「学校の設置者又は学校による重大事態の調査の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。」とあり、今回は調査主体を学校から市教委に変更し、新たに組織される第三者調査委員会による追加調査を行うものとの判断がありましたことから、当初予定していた調査は終了し、先ほ

どご説明いたしました2名を解嘱し、新たに、いじめ防止等対策委員会委員から調査委員を選任することとしたものです。

なお、解嘱する2名の委員と同時期に、別の事案に係り、委嘱のご承認をいただきましたもう1名、9ページの7番、弁護士の福元温子委員は、現在に至り調査が継続しておりますことから、今回の解嘱には至っておりません。

説明は以上です。ご承認をよろしくお願いいたします。

山本教育長

この委員については、常設でずっとおいでの方もおりますけれども、その方が各案件へ入っていくということが非常に厳しいですので、案件ごとに必要なときに委員を任命して、それぞれに適した方を選んでお願いをする形でやらせていただいています。案件終了に伴っての解嘱となります。

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第41号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第41号は、原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第42号「第2期オーテピア高知図書館サービス計画（令和4～8年度）について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

図書館・科学館担当参事

市教委第42号「第2期オーテピア高知図書館サービス計画」につきまして、パブリックコメントを中心にご説明いたします。

お配りしております資料は、計画、最終案の冊子とA4横1枚の資料、それから今後のスケジュールになっております。パブリックコメントの状況は、A4横1枚ものの資料でご説明いたします。

その前に振り返りにはなりますが、改めて第2期計画の概要に触れておきたいと思います。説明に当たり、資料ページが前後しますことをご了承ください。

まず、資料の25ページをお開きください。施策体系です。第2期計画も、第1期計画同様、基本理念「これからの高知を生きる人たちに力と喜びをもたらす図書館」と、基本方針の5項目と「県市両図書館の独自機能の向上」については変えておりません。

次に、冊子の14ページをお開きください。第1期計画と第2期計画の違いは、まず、図書館を取り巻く社会情勢や国の施策が急激に変化したことに伴い、求められる図書館の在り方です。新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による社会構造の変化を踏まえ、今後のウィズコロナ・ポストコロナへの対応や、デジタル技術の進展と超スマート社会の到来、プライバシー保護への社会的関心の高まりを受け、リアルな図書館に加えバーチャルな図書館への対応が求められるため、ハイブリッドな図書館を目指すこと。また、少子・高齢化進展や地域経済の縮小、大規模災害の頻発、外国人材の受け入れ等による多様性への考慮や、読書や教育にかかる法改正や計画見直し、国連サミット加盟国で採択された「持続可能な開発目標」であるSDGs達成を意識した取組等を受け、図書館としても新たな情報発信等の取組などが求められております。

再度25ページにお戻りください。これらの社会情勢の変化を受けまして、第2期計画で強化・充実する主なポイントは、施策体系「サービス・取組」にあります四つの「図書館としての基礎的サ

ービス」、「地域を支える情報拠点機能・課題解決支援機能」、「利用者に応じた対象別の図書館サービス」、「連携・支援及び図書館の活用」のとおりです。

続いて22ページにお戻りください。四つのサービス指標は、「年間個人貸出点数」、「年間レファレンス件数」、「県民一人当たりの貸出点数」、「オーテピアの年間入館者数」と項目は同様ですが、それぞれ状況を考慮しながら、令和8年度達成の目標を設定しております。

29ページの下段をご覧ください。これらの四つのサービス指標を達成するために、これ以降の個々のサービスにつきまして、個別の目標を新たに設定しております。この計画に当たりましては、第1期計画の取組を各分野で自己点検・評価するとともに、利用者の方々へのアンケートや関係機関のキーパーソンとの意見交換、県内外の専門家や学識経験者からなるサービス計画推進委員会で、取組内容や評価結果等を精査し、助言を得てたたき案を作成いたしました。そして、経済文教委員会や教育委員会の皆様へのご説明によりご意見をいただき、たたき案を公開し、パブリックコメントの募集を経て、諮問機関である図書館協議会で了解をいただき、最終案を作成いたしました。

前置きが長くなりましたが、A4横1枚の資料をご覧くださいませでしょうか。第2期のサービス計画案を公表し、7月6日から8月5日までパブリックコメントを募集いたしました。パブリックコメントでは11件のご意見がありまして、内訳は、新たに計画に反映するものが3項目、既に計画に盛り込まれているものが3項目、その他が2項目となっております。

新たに計画に反映するべきものの3項目といたしまして、まず、「図書館の自由に関する宣言」に言及すべき、これは西森委員からのご意見があったものですが、宣言の主旨に鑑みまして、「社会情勢の変化や国の施策にかかわる動き」の図書館利用に関わるプライバシー保護についての社会関心の高まりの部分に追記いたしました。

次に、「バリアフリーと図書の周知と利用促進」は、サービスの普及・啓発に、サービスを必要とする相手に届くように、「具体的に各種団体・関係機関への紹介やイベント等を活用して情報資源を周知すること」を記載しました。

三つ目の「広報手段として漫画を活用したサービスの紹介」は、先ほどの「バリアフリーと図書の周知と利用促進」同様、サービスの普及・啓発に、サービスを必要とする相手に届くように、具体的な取組方法の一つとして記載いたしました。

続いて、既に計画に盛り込まれているものの3項目は、知的障害者に寄り添った対応が2件、子育て応援コーナーの充実・発展が1件、市町村立図書館等への支援・連携が3件あり、それぞれ「資料充実と司書の専門性向上」、「対象者別の図書館サービスの充実」、「連携・支援及び図書館の活用」に該当しておりました。その他の2項目につきましては、サービス計画の内容というよりも図書館内での会話等についての苦情ほか運営に係るもので、これにつきましては、運営の中でいかしていきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。A4縦1枚の資料です。高知市といたしましては、現案で皆様のご了解をいただきまして、決裁を経ての決定となりますが、本計画は県・市の共通計画であるため、高知県でも同様の報告をさせていただく準備をしております。会議開催のタイムラグの関係上、10月の県議会総務委員会並びに県定例教育委員会での報告等を経ての最終決定とさせていただきます。なお、万が一、県の最終報告等で現計画案と大きく変わる意見がありましたら、改めまして市教育委員会の皆様にご説明、ご了解をいただくこととなります。また、第2期サービス計画の完成版は、今回配付の資料冊子の表紙にも書いてありますとおり、フォントやレイアウト、写真を配置しまして、印刷・製本し、改めて配付させていただきます。

説明は以上です。ご承認をお願いいたします。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

前回の委員会の中で見ていただいて、ご意見をいただいて、それも踏まえた形で、今回のA4横資料の説明でもありましたけれども、「図書館の自由に関する宣言」なども反映させていただいたところになっております。何かそれ以外で今回改めて気が付いたところなどがあれば、またご意見をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

西森委員

意見を取り入れていただきましてありがとうございます。お礼に全部目を通させていただいております。大変バランスのいい内容だと思っております。ありがとうございます。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第42号「第2期オーテピア高知図書館サービス計画（令和4～8年度）について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第42号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。目次と変わりますけれども、引き続き図書館の方から「旭市民図書館の休館等について」の説明を先にお願いたします。

図書館・科学館担当参事

「旭市民図書館の休館及び仮設図書館の開設について」ご説明をいたします。

お配りしております資料、「旭市民図書館の休館等について」をご覧ください。

旭市民図書館の入っている木村会館は、耐震補強・大規模改修工事を行うため、工事費及び付随する予算を健康福祉部高齢者支援課が、9月定例議会で一括して予算計上しています。

このため、今議会での予算案可決を前提として、説明させていただきます。

まず、旭市民図書館の休館についてですが、旭市民図書館は今月末まで現木村会館で開館した後、令和3年10月1日から令和3年12月中旬頃までの約2か月半の休館を予定しております。これは、木村会館の耐震工事が1年を超える長期間となりまして、工事期間中、仮設図書館の開設によりサービスを継続するため、2か月半の休館期間中に資料の分別や箱詰めなどの移転準備や仮設図書館の開館準備の作業を行うためです。

続きまして仮設図書館につきましては、本日追加でお配りしました資料のとおり、イオン高知旭町店の2階の北側を約60平米お借りし、開設する予定です。なお、図面上、仮設図書館左側の文化教室のスペースは、文化振興課が所管します公民館事業で使用されることとなります。仮設図書館の開設は、現時点において、木村会館の休館期間が令和5年6月30日までと予定されておりますので、令和3年12月の中旬から令和5年5月頃までと考えております。改修工事の工期が変更された場合は、それに応じまして、仮設図書館の開設期間も変更する予定です。仮設図書館での最大蔵書数は約3,000冊と少なくなります。新刊の購入をはじめ、資料の貸出し、返却や予約及び受取、返却ポストなどのサービスは現在と同様に提供いたします。地域の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、休館期間中も工事が始まるまで木村会館の返却ポストは利用を継続するなど、可能な限りのサービス提供に努めてまいりたいと思っております。報告は以上です。

山本教育長

この改築議案を9月議会に諮っていますので、そこで予算が承認されればという形になりますけれども、その間サービスを止めないために、イオンの中に仮設を借り、そちらで運営をさせていただくということになっております。住民の方は買い物ついでに行けるので、もしかしたら便利になるのかもしれませんが。

それでは、この件に関する質疑を終了させていただきまして、次に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

次に、「第485回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分報告について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

お手元にお配りしております「令和3年9月市議会定例会提出議案一覧（教育委員会所管分）」と書かれた資料をご覧ください。

教育長の専決を受けまして、今議会に提出いたしました議案は、補正予算議案4件と予算外議案1件です。

それでは、1の予算議案についてご説明いたします。まず、(1)「教職員研修推進事業費」の減額補正、1,309,000円の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、高知市夏季教職員研修会を中止したため、不用となりました予算の減額を行うものです。

次に、(2)「学校プール開放事業費」の減額補正、370万円の内容といたしましては、20校程度を見込んでおりました事業実施校が1校となりましたことから、PTA等が加入する傷害保険料や監視警備業務の委託料の予算について減額を行うものです。

次に、(3)「小学校の施設整備事業費」の減額補正、11,068,000円の内容といたしましては、当初別途発注を予定しておりました春野東小学校南西舎1階床改修工事を、南西舎南東舎大規模改造工事に含めて実施することが可能となりましたことから、不用となった予算の減額を行うものです。

次に、(4)「高知商業高等学校の更衣室整備事業費」850万円の内容といたしましては、現在、プール更衣室での十分な換気や身体的距離の確保が困難であるため、中止をしております水泳の授業を令和4年度から再開するために、新たにユニットハウスを整備するものです。なお、既存のプール更衣室につきましては、老朽化による倒壊のおそれもありますことから、解体を予定しております。

続きまして、2の予算外議案、(1)市第119号「高知市学校支援地域本部事業推進委員会条例の一部を改正する条例議案」についてご説明いたします。資料集の1ページに「新旧対照表」を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

内容といたしましては、文部科学省所管の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領」が一部改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものです。

改正の主旨といたしましては、従来の地域による学校への支援という体制から、地域と学校の双方向の「連携・協働」へと発展させ、学校・家庭・地域が一体となって子供たちの成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指すものです。

説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

野並委員

学校プールの開放事業というのは、夏休みの間ということですか。

山本教育長

従来であればP T Aの主催により、夏休みに学校のプールで、P T Aの方々と学校の先生が一緒に監視をしながら子供たちが水泳をするということを行っていましたが、潮江中学校において幸い命に別状はなかったですが、子供さんが溺れるという事故が発生し、やはり運営についての一定の基準が必要ではないかということで、一旦プール開放を中止して、教育委員会の中で、開放事業を行う場合の監視体制でありますとか、当日の気象状況などで中止をするような判断の基準というものを作り、P T Aの方にもお示しをした上で、運営についても従来より多めの監視ということも位置付けました。その手助けをするという意味でも1名警備員を雇いまして、プール監視の専門の方を一人雇う予算と、あと、市教委の主催事業ということですので、監視員に何かあったときの傷害保険の部分を市教委の方から委託料という形で支給するようにはしていましたけど、子供さんの命を預かる事業を行うための人の確保がなかなかできなかったということもありまして、實際上1校だけの開催になりました。その関係で不要になった部分を減額したものですけれども、これについては来年度の予算編成に向けて、改めて市P連と話をした上で、どういうことでできなかったのかということ进行分析し、仮に制度変更によってプール開放が増えるということになるようであれば、来年度に向けては若干制度を変えた上で予算要求をして、少しでも多くの学校で開放が進むように対応したいと思っております。

事故を受けての見直しということと言えますと、やはり従来的人数ではなく、一定の人数で見ていくということが非常に大事になってきますが、保護者的人数を集めることが難しいという現状もあるようです。事故があって先に同じような取組を行った神戸や四日市では、ほぼ高知市と同じような形で、開放事業自体の数が非常に減っています。今、他所では、特に夏休みの事業取組でプールにこだわる必要がないのではないかとということで、それ以外の事業を開催したりして、子供の居場所を作る取組も進んでおり、その事業に対し補助金を出すというような例もあるようですので、来年についてはまだそこまで広げることには考えていませんが、とりあえずプール開放がどうやったらできるのかということを検討したいですけれども、それでも広がらないようであれば、プール以外の何らかの事業、何らかの保障ということを考えていければと思っています。

西森委員

ご説明いただいた1 ページ目1号の予算議案(1)ですけれども、夏季教職員研修会を中止したということは、何かしらしたかった研修ができなかったということだと思いますが、これの代替措置というようなことは何かお考えがあるのでしょうか。

山本教育長

通常の教職員研修は教育研究所の職員研修班というところが、1学期、2学期の授業を行っている間に必要な方を集めて研修を行っています。この夏季研修は、夏休み中にかるぼーとに先生方を一堂に集め、県外から講師を招いて聴いていただくもので、それが終わった後、いくつかの文化会に分かれて、県外から来た講師を囲んで研修をするというものでしたけれども、昨年度に引き続き今年度もコロナの影響ということで、全教職員がかかるぼーとに集まることの是非を考える中で、一番感染が広がっている時期でもありましたので、難しいということで延期をしています。これに替わるものは、今年度はできないと思っていますので、来年度、改めて実施していきたいと思っています。ただ、先ほど言いましたように、新採何年目研修などの特定の研修については、オンラインを活用しながら研修を行っております。

西森委員

非常に危険な発言だと思いますけど、今回こういうことで、いろんな行事をあらゆる社会のいろんな場面で削減してきました。結構なくても良かったのではないかと認識されてしまったものもあつたりすると思うので、これも大変有意義な研修だったのだらうとは思いますが、お聞きしてい

るとそれほど優先度は高くなかったのだろうかという気もしなくもなくて、やっぱり今回見直すべきは見直していくのも一つ契機ではないかと思ったりもいたしました。

山本教育長

ただ、これは結構全国的に有名な方、上智大学の先生など、そういう方をお招きする会ですので、期待している教職員もおります。なかなか個別の研修では呼べないような高名な方をお招きすることにもなっていますので、これはできればまた実施していきたいと思っております。

谷委員

非常に伝統のあるというか、私が若いときからずっと続いている高知市の重要な会ですので、大事に引き継いでいってほしいと思います。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

次に、「第485回高知市議会定例会に提出する令和2年度決算認定議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

決算認定議案についてご報告いたします。お手元にお配りしております「令和2年度教育費決算概要（総括）」と書かれた資料をご覧ください。

まず、1ページの上の表の1「教育費歳出決算総括」ですが、令和2年度は予算額13,238,264,000円に対しまして、決算額10,093,911,000円で、対前年度比で105,866,000円の増額となっております。主な増減につきましては、2ページをご覧ください。1の教育総務費の下から二つ目の「GIGAスクール構想推進事業費」や2の小学校費の中ほどにあります「教材整備事業費」、また、下から三つ目の「大規模改造事業費」において増額となっております一方で、2の小学校費と3の中学校費のそれぞれ下の方にあります「防災機能強化事業費」や「空調設備整備事業費」で減額となっております。

1ページに戻っていただきまして、上の表の中ほどをご覧ください。

翌年度への繰越額です。単年度予算を翌年度へ繰り越します明許繰越しは、12事業で2,327,256,000円となっております。これは学校のネットワーク整備及び端末調達を行います「GIGAスクール構想推進事業費」において、タブレット端末の不足の影響等もあり、年度内に完了することができなかったことや、国の交付金を活用して実施しております学校施設の老朽化対策を行う「大規模改造事業」を前倒しして、令和2年度に予算措置をしたことなどによるものです。

次に、その下にあります不用額です。予算額から決算額と翌年度への繰越額を差し引いた不用額は817,097,000円となっております。主な不用額につきましては、3ページの備考欄をご覧ください。1項教育総務費の「GIGAスクール構想推進事業費」や、2項小学校費と3項中学校費のそれぞれ3目学校建設費にあります「大規模改造事業費」などにおいて、多額の不用が発生しております。不用額の主なものは各事業に係る入札の請負差額のほか、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業中止等により生じたものです。

再度1ページに戻っていただきまして、上の表の一番下の執行率の欄をご覧ください。以上の結果、決算額を予算額で除した執行率は76.25パーセント、繰越額を含めた執行率では、93.83パーセントとなっております。

以上が令和2年度の教育委員会所管事業の決算の概要となります。報告は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

大きい事業では空調の設備などが終わりましたので、その予算が減ってきていましたが、GIGAスクールがありましたので、ここで非常に膨らんできています。来年度以降は、現時点では余りこういう大きい事業がないので、少し支出は減少してくるのではないかと考えています。

西森委員

3ページで「要保護・準要保護児童対策費」という項目が出てまいります。数値上は決算が予算の内側に収まりましたというような状況ですが、経年的に見てどうでしょうか。このコロナの中で要保護や準要保護、要は生活が苦しくなっているご家庭の増加など、そういうところで気になる場所などは何かご報告がありますか。

青少年・事務管理課長

現在、令和2年度の就学援助の受給率が令和元年度に比べて下がっている状況にあります。現状では、令和2年度の認定につきましては、令和元年中の所得による認定になりますので、コロナの影響を大きく受けたものではないという内容になっています。令和3年度が令和2年の収入に基づくものになっていますので、ここで一定影響等があるかどうかということは見ていくことはできるかと思いますが、今現在、直接それを表すような数字は出ていませんので、年度末になって年度全体の状況を見て、コロナの影響があるかどうかなど、そういったところが見ていけるのではないかと考えています。今回、決算額で減額になっているのは、令和2年度の就学援助の中で、修学旅行費などといった援助内容の、学校の部分での減額ということになります。

西森委員

分かりました。ありがとうございました。

山本教育長

これに関連して言いますと、実は2学期が始まって、コロナが心配で学校を休むという子供さんが、9月2日がピークで350名程度となっていました。これについては、先週の金曜日時点では30人程度までその人数自体は減ってきていますが、こういった場合やコロナ関係での臨時休校など、GIGAタブレットを学校に配置していますので、タブレットの持ち帰りということも視野に入れて用意をしています。ただ、全ての家にWi-Fi環境があるかという点、調査をした結果、7パーセント程度の家庭ではWi-Fi環境がない家庭があり、あと、15パーセント程度がパケット量に上限設定のある、多分無線での環境だと思えますけれども、そういう家庭もあるので、持ち帰ったときにタブレットをフルに使えない環境もあります。就学援助費の中で、その部分というのは援助ができる形になっていますけれども、今後どうしていくかということは課題になっているところです。現時点で教育委員会では、通信料込みで無線Wi-Fi自体を90台確保していますので、仮にそういう状況になれば、就学援助対象家庭でご家庭に無線LANの環境のない方については、貸出しできるように用意はしていますけれども、来年度以降なかなかその予算が確保できるかという点、コロナ対策の交付金で今年度は予算措置をしましたけれども、来年度は難しいというところがありますので、どうするか。家庭の方にWi-Fi環境を引いてくださいというのであれば、特にこの就学援助の対象家庭については、例えば1か月1,000円などの通信費を援助していくようなことも考えていかないと、なかなか進まないのではないかと考えています。ただ、7パーセントの家庭は金銭的理由によって、Wi-Fi環境がないわけでは決してないです。また、就学援助の家庭でも家に無線LANの環境のある方、今はアパートであれば最初から付いていたりしますから、そこが課題になっています。デジタルドリルや宿題で使ってもらいたくても、家庭になければ使えないです。そこをどのようにしていくかというのが課題です。実際に城東中学校や三里では、コロナが心配で休んだお子さんについては、タブレットを貸し出しして、教室で行っている授業を中継するような形の配信を行っていますので、それを家庭で見れるかどうかというところです。機械自体の貸出しはできますけれども、無線LAN環境がなければそういうこともできませんので、

そこが少し新たな、それぞれの家庭の状況によって教育格差が出てくる要因になっていきますので、どのように対応していくのかというのがあります。

西森委員

今のことに関連しまして、後で出てくる事務点検評価にも関連するかとは思いますが、他愛もないこととお伺いしたいです。W i - F i に対して非常にある種の思い込みで抵抗される方というのは今のところいませんか。要するに電波ですが、電波について体に悪いなど、そういう方もいらっしゃると思います。信念で引きたくないという方はおいでですか。

山本教育長

直接聞いたわけではないですけども、実際おいでだと思います。特にセキュリティに関して心配されている方、今回、すぐーる、学校家庭連絡システムを入れましたけど、それもセキュリティ面で、どうしても利用しないという方がおいでるそうです。

谷委員

以前、オンラインでやりました全国の連合会でも意見が出ていました。県外の方が、自分は保護者ですがそれが気になると言われていました。

西森委員

科学的にはどちらが正しいか分かりませんが、ただ7パーセントとおっしゃった中に、本当に経済的理由で、それは経済で助ければ何とかなるという方と、思想・信条の方もいらっしゃるだろうという気もしたので。

山本教育長

テレビの置いていない家庭と同じような形で、W i - F i を置かないという方も当然おいでだと思います。ただ、すぐーるに関して言うと、700人ぐらいに送信すると、15分ぐらいの間に200人ぐらいが開けて見ていただいているというところと言うと、やはりツールとしては非常に有効なツールだと思っています。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

次に、「高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における事務局一次評価案について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

議案書の12ページをお開きください。「教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」につきましては、その趣旨にも記載のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくもので、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、毎年実施しているものです。

本年度は、「G I G A スクール」のほか、二つの項目の点検評価を行うことにつきまして、6月の定例会でご承認をいただいているところです。本日は事務局で行いました一次評価案について、お手元にお配りしております資料により、各担当課からご説明を申し上げます。その後、ご意見をいただければと考えております。

また、今後のスケジュールですが、本日の意見を踏まえて、修正したものを10月中旬に点検評価委員にお渡しし、10月末をめどにご意見をいただくように予定しているところです。その後、点検評価委員からいただきましたご意見を、11月に臨時の教育委員会を開催させていただいて、ご報告し、再度ご意見をいただければと考えております。最終的には、11月の定例会に事務局の最終案を提案させていただく予定です。

私からは以上です。

山本教育長

それでは、各事業について1項目ずつ事務局から説明をお願いします。

初めは、①G I G Aスクール構想実現事業「G I G Aスクール構想 新たなステージへ デジタル技術を活用した新しい学習スタイルの確立のために」についてです。説明をお願いいたします。

学校環境整備課長

資料1 ページ目の様式1「個別事務事業の点検・評価シート」をご覧ください。

1「事業の目的・概要等」の「事業の目的」につきましては、本年8月末までに、昨年度から進めてきました高速大容量の通信ネットワーク、児童生徒一人1台端末の整備、学校から直接インターネットに接続するローカルブレイクアウトに係る整備など、ハード面の整備が完了いたしました。これからは、ハード整備からソフト整備へと新たなフェーズに移行しますので、教員が効果的にICT機器などを活用できるように取組を進めることを目的としています。

次に「事業の概要」ですが、国が進めるICTを活用した「新たな学びのスタイル」を推進するためには、教員一人一人のICT活用指導力の向上というものが必要不可欠となりますので、本事業において、ICTを活用した教育活動に関する様々な事例紹介や情報発信及び研修等を実施するとともに、情報教育学校支援アドバイザーが中心となり各校を訪問し、校長との協議を行いながら、一人1台タブレット端末を活用したICTの活用推進に取り組んでおります。

次に「達成すべきレベル」ですが、一人1台タブレットPCの日常的な利用を推進するための指標と、その目標値が定められているということと、コロナ禍においても児童生徒一人一人の学びを止めることがないようオンライン授業を行うための準備が整えられていることの2点を掲げております。

次に2「成果」ですが、各校の情報担当者、ICT研修担当者による、定期的なミニ研修会を校内で開催しておりますので、児童生徒のタブレットPCの日常的な利用が行われるようになったことと、コロナ禍においても児童生徒一人一人の学びを止めることがないよう、タブレットPCの持ち帰りやオンライン授業を行うための仕組みが整ったものと考えております。

次に3の「課題等」ですが、G I G Aスクール構想の推進は、今年の9月から本格的なスタートであるため、達成すべきレベルに至るまでの測定指標と達成可能な目標値の設定が行われていないのが現状です。また、新型コロナウイルスの急拡大により、学校の臨時休業措置が行われることやコロナの影響により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒が増加することが想定されるようになりましたので、急遽、それらの状況に対応できるオンライン授業の実現と、その在り方が新たな課題となっております。

次に4「今後の取組」ですが、高知市立学校ICT活用推進協議会において、一人1台タブレットPCの活用事例と推進体制を広く周知していくとともに、一人1台タブレットPC活用の測定指標を定め、達成可能な目標値の設定を行います。また、各校のICT研修担当の組織化を図り、ミニ研修などの実施へのサポート体制を構築していきたいと考えております。

次に5の「評価」ですが、達成度は後ほど様式2で触れますが、目標を上回る成果を上げていると考えますのでA評価。また、方向性については、現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続するべきと考えますのでa評価としております。「評価内容」は、G I G Aスクール構想推進事業が本格的にスタートし、コロナ禍における緊急事態時に備えての取組も進んでおり、オンライン授業による児童生徒の学びを止めないためのスキルアップが教員間で図られたということは大きな前進であると考えております。また、授業等においても、日常的にタブレットPCを活用し、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう、学校現場に合致した指標や目標値を設定していく方向性は妥当であると考えております。

次に、2ページ目の様式2「点検・評価総括表」をご覧ください。

まず、左上の1「Plan（計画）」の「対象取組の現状」ですが、高知市立学校ICT活用推進協議会において、教員がICT機器などを活用できるよう、ICTを活用した事例紹介や情報発信、研修会を実施するなど、教員のICT活用指導力を向上できるように取組を進めております。

次に「目標」ですが、ICT活用推進協議会において、児童生徒一人1台端末を活用した、新しい学習スタイルの事例動画や解説動画をウェブサイトで公開するなど、情報の発信を行うとともに、ICT活用推進協議会と教育研究所が協働で年間10回の情報教育研修会を開催するなど、教員のICT活用指導力の向上を目指すことを目標としております。

「目標設定の理由」につきましては、本年8月末までに、高速大容量通信ネットワークや児童生徒一人1台の端末整備など、ハード整備が完了しましたので、今後は学校教育におけるICT活用を推進するため、教員がICT機器などを活用できるよう、教員の育成支援など、ソフト面でのサポートを行う必要性があります。その他にも新型コロナウイルスの感染拡大により、学校に臨時休業などの措置が取られた際にも、児童生徒の学びを止めない仕組みが必要となっております。

次に2「Do（実施）」ですが、こちらは様式1と重複している部分がありますので、説明は省略させていただきます。

次に右側の3「Check（評価）」ですが、「順調に推移しており、現状の取組で良い」ということで考えております。

最後に4「Action（見直し）」ですが、コロナの感染拡大により、学校の臨時休業等を行わざるを得ない状況を目前に、学びを止めないための方策として、オンライン授業の準備を各学校で行うことになりました。一人1台タブレットPCを用いて、非常時でも児童生徒、また教員も、デジタルドリルやGoogleクラスルームなどのアプリを活用することがスタンダード、当たり前となっておりますので、これができないとオンライン授業が成立しないということになります。このような状況から、計画を前倒ししまして、より実践的で即戦力となるオンライン授業を前提とした取組が必要となりましたので、今後は、次の3点を着実に進めていく必要があると考えております。1点目はICT活用推進協議会にて、一人1台タブレットPCの活用事例と推進体制を広く周知していくこと。2点目は、一人1台タブレットPC活用の測定指標を定め、達成可能な目標値の設定を行うこと。3点目は、各校のICT研修担当の組織化を図り、ミニ研修等の実施へのサポート体制を構築すること。以上の3点です。なお、このように計画を前倒しして、より実践的で即戦力となるオンライン授業を前提とした取組を進めていきますので、「目標を上回る成果を上げた」と考えられるため、達成度はAといたしました。

最後になりますが、いよいよ二学期から、GIGAスクールの本格運用が開始いたしました。ICT機器を効果的に利活用できるよう、今後とも計画的に研修等を開催すると同時に、GIGAスクールの運用において、教育活動に支障をきたすことがないように、適宜、メンテナンスやトラブルに対する迅速な対応にも努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

山本教育長

①GIGAスクール構想実現事業「GIGAスクール構想 新たなステージへ デジタル技術を活用した新しい学習スタイルの確立のために」について事務局からご説明いただきました。

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

すごく書いてあることが分かりやすく、良かったのではないかと思います。すごく頑張っているんじゃないかと思ひまして、応援しております。

教えてください。「事業の概要」にある情報教育学校支援アドバイザー、これは何人ぐらいいて、教員出身なのか、企業の人なのか、何なのか、具体的なものを教えてほしいです。あと、もう一つは、「達成すべきレベル」の中に「推進するための指標とその目標値」とありますが、指標と目標

値とどういう違いがあるのか具体的なイメージができにくいので、説明していただけたらと思います。

教育研究所長

情報教育学校支援アドバイザーについて説明させていただきます。このアドバイザーは教育研究所の教職員研修班の方に所属しております。元高知商業高等学校の校長先生に今年からやってもらっています。今年からでしたので、1学期には全ての学校を担当の指導主事と回っていただきまして、学校のやってみたいことや課題等々の聞き取りを行いました。その中で、2学期の10月からを予定しておりますが、今回は年度途中からでしたので、重点訪問校というようなものを5校程度選定いたしまして、そちらの方で重点的に会を開いてもらいまして、そちらの方へ出向いて、教育研究所の担当と担当指導主事、ICTの支援員、そして学校アドバイザーが行き、モデル校的な学校の仕組みを作っていくっていただくというような形を考えています。それを3学期や来年度の当初には発信できるような形にできればと考えているところです。学校支援アドバイザーにつきまして、説明は以上です。

谷委員

分かりました。

岩原教育次長

それともう一つ、指標と目標値ですけれども、整備が終わったというところまで走り回りでやってきました。ハードが整ったことで、新たにそれを使いこなすために、どうやっていかなければいけないのかということが、ものすごく急務になっておりますけれども、ここで何ができれば使いこなしていることになるのかということです。これに関して、やっと物が整いましたので、これを例えば、毎時間全てタブレットの授業を行うということを指標にするのか、電子黒板を使った授業を1日1回行うことができるのかというようなこと、まずは指標の項目です。電子黒板をどう使うか、タブレットをどのように使うかなど、それから、オンラインの授業でドリルをどう使っていくかなど、使うものも含め、指標をどう設定していくかをまず決めないといけないと考えています。その上で、その達成度です。決めた指標に対して、その指標はどれぐらいできれば達成できたかと思うのかということも踏まえ、これを今年度作っていくようにしたいと考えています。ですので、現時点ではまだ、どれをどのような形のものとして捉えればいいのかということを確認はできていませんけれども、ここはいわゆる重点校の結果や活用推進委員会のご意見も聞きながら、それから、何を達成目標にするかということの指標も踏まえ、それを作っていきたいということ、今年度の目標にしたいとしたところです。

谷委員

分かりました。

岩原教育次長

高いハードルにしたいというところがありますけど、実際それはどうなのかということ、学校の意見を聞いていかなければいけないとは思っています。

谷委員

やはり量より質というか、ソフト面の充実ですので、必ず毎日タブレットは使うことなど、そういうことも含め、もっと質の高い指標というか、そういうことも要りますね。単にタブレットを定期的にするなどということだけではなく。

岩原教育次長

やり方によっては、学力の向上を目指すこともありますので、そういうところにつなげていくようなことも考えていこうと思っています。

谷委員

それは何か委員会というようなものを作るとか、ワーキンググループを作るとか、そういうことですか。

岩原教育次長

今、考えていましたのは、まずは利用度を上げていくことに関しての指標等を目標値に考えていましたけれども、子供さんの理解度や習熟度など、そういったことに関する設定値、それはなかなか難しいのではないかという気もします。

谷委員

まだ入ったばかりですので、そのところはそうですね。

岩原教育次長

その辺りなどは、学校教育課や研究所とも一緒に協議をしながら、内容を作っていけたらと考えています。

西森委員

「G I G Aスクール構想推進事業」が事業名です。これは、いつからスタートしていると認識したらいいのでしょうかということがありまして、令和2年何月からスタートしましたというようなものがもしあれば、そこからだと思います。その中身とは何かといったときに、多分様式1で「事業の目的」という概要があり、「達成すべきレベル」と書かれると思いますけど、何となく途中経過が書かれている感じですので、例えば「事業の目的欄」だと「本年8月末まで」、これは「令和3年8月末まで」に書き変えた方がいいと思いますけれども、ここまで終わりました、ハード面の整備が完了しましたと、したがって、目的はそこからの今後以降の部分が目的ですと読めてしまいます。そうすると、多分違うと思いますけど、今後以降が事業の目的だとすると、ここまでのことは評価できないことになってしまいます。新たな事業となってしまいます。恐らくそうではなくて、事業の目的は「G I G Aスクール構想」という、「文科省が打ち出したものを高知市において定着させていくこと」など、それが事業の目的だろうと思います。事業の概要はここにある授業作りをする必要があります、いろいろ書いてありますけど、そもそもが一人1台タブレットを整備することが大事だったわけです。そういう意味では、過去にやり終えた、実際すばらしい成果を上げた一人1台タブレット整備ということが、事業の概要としてはここに入ってくるべきだと思います。ここは完全に未来型というか、整備はできたので、ここから後のことを書いていますという感じになっています。そして、結局「G I G Aスクール構想推進事業」としてここで言われているものは、令和3年8月末までに終わった分は過去のものとして、ここから後をどうしますかというものに見えてしまうので、そうではなく、まず文科省が進めたこれを実現したい。ですので、まずはハードを整備するということがあり、次にソフト面を充実していくことがあり、それは教員の能力であったり、まさにテキストの充実であったり、ソフトの充実であるなどだと思いますけれども、そして達成すべきレベルとして、その下に(1)、(2)とありますが、そもそも一人一人に配ることがあり、それから指標やそういうものが定められていることがあるというようなことが、そういう構成ではないかと思います。そうしないと成果として、ともかくここまでハードの整備という、大変なことをやりとげましたということ、成果項目に挙げられなくなってしまうと思います。ですので、過去に元々構想されたのはこれでした。それについてはここまでできましたので、それは成果です。ただ、今後更にソフトを定着させていくためには、研修もしなくてははいけません。その後、それから実際どれほど使われているかということを的確に評価していくために、指標をこしらえていく必要がありますというような感じの話になるのではないかと想像してしまっていて、そういう意味では、過去にできている部分とこれからやりたい部分が入り乱れているという印象があります。ですので、とりあえずみんな1台整備しただけではなく、日常的に触っているというところまでいったという意味では、元々の予定よりも前にいっているということだと思います。ですので、例えば成果欄には、

そもそもまず仕組みが整いましたが先で、これは順番として先に仕組みが整い、その後、日常的な利用が行われるようになったということだと思いました。もう一つ成果として上げていいものがあったような気がします。ほかのところに書かれているもので、次の様式2の方に出てきているのかもしれませんが。入り乱れている感じがありました。

あと、課題のところに書くものとして、新型コロナウイルスの関係で、これまで認識しなかったというか、平常時においてどうするかという話だったものが新たに出てきたということですので、これでいいのではないかと思いました。ですので、最初の様式1の「事業の目的・概要等」を少し整理していただいて、成果欄は白丸の順番を前後逆にさせていただく方がいいのではないかと思います。

あと、もう一つ、ここでちょっと読み取ろうとしましたが、より各個別の学校現場に則した目標を立てていく必要があるなど、そういうような意味合いもありますか。要するに、学校の現場の実情に合わせてというか、まず、大体このように高知市では使いましょうというものができてきて、それもかなりできてきている状態がある中で、より現場で落とし込みやすいような形にしていこうという、もう1個前に進もうというような、もしそこまでいっているとすれば、それも成果として上げていいと思います。配りました、みんな大分使っています、使い方についてはそこそこイメージができてきました。ただ、学校ごとの個別のところまで持っていきたいなどであれば、進んでいる感が出るというか、実際行われている成果がきちんと評価されるのではないかと思います。

あと、もう一つ、書きぶりだけのことですけれども、2ページ目の「Action」です。「Action」の黒丸の三つ目に「より実践的で即戦力となる」と書いてありますけど、ちょっとこれだと今まで即戦力ではなかったというようになってしまうので、どちらかと言うと、対面を原則としない在り方が必要になったのではないかと思います。今までは対面原則の中で、先生が教室を回りながらという使い方が、構想当初は想定されていたのではないかと思います。ところが、今はどちらかと言うと、対面を原則としないオンライン授業にも対応可能となるようなものを考えなければいけなくなったということで、これは多分、実践的で即戦力というような、比較的こちらの方がいいということではなくて、全く別のシチュエーションですので、そういう書き方をされた方が前の計画に落ち度があつたようになってしまうのも嫌だと感じましたので、そこはそういう書き方の方がいいのではないかと思います。ちょっと抽象的な申し上げ方で恐縮ですが、そういう印象でした。

山本教育長

ありがとうございました。

谷委員

これは令和3年度、本年度の取組についての評価ですか。

山本教育長

そうです。

谷委員

ということは、この事業の目的のところの本年は令和3年にすると、令和3年8月末までに一人1台端末の整備など、ハード面の整備を完了するということが目標の一つになります。事業の目的は、一つは完了すると、もう一つはそこからどう活用するかを研究するという二つのことで、まず完了できたということが達成度Aなわけですので、ここに評価内容についてもそれがまず完了できたということを書いておくと簡潔になります。西森さんの意見を聞いていて、そう思いました。

山本教育長

少し元へ返ってみると、「GIGAスクール」というものが「Global and Innovation Gateway for All」ということで、文科省が示す中で言うと、端末

一人1台の整備ということが一つ、もう一つが高速通信ネットワークの整備ということが二つ目、ここまでが今終わった状況、三つ目が、多様な子供たちに個別最適化された創造性を育む教育を実現するというので、元々はこの三つの目標から成ったものが「GIGAスクール」ですので、そういう形で整理をさせていただければ、先ほど西森委員さんが言われたような形になってきて、1番、2番については終わりましたということで、今後、それを活用して、本格的に個別最適化した学びにどうしていくのか、それと、新たな課題として、オンライン授業ということは、コロナによって突きつけられているという形で、おっしゃっていただいたように「GIGAスクール」の定義から入った方が確かに分かりやすいと思います。そういう形で直した上で外部の委員さんの方に資料を提示させていただいて、またこれについてはご意見をいただくことになると思いますので、一旦これについては終了させていただいて、また後でも構いませんが、もし何かあればおっしゃっていただければと思います。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

続きまして、②不登校対策「教育支援センターみらい」の取組の強化と校内型適応指導教室の研究実践の推進について、事務局からの説明をお願いします。

教育研究所長

資料は5ページの様式2と教育研究所の補助資料として6ページまである資料を準備しておりますが、主に様式2の資料を使って説明させていただきたいと思います。

「不登校対策」について説明いたします。

まず、様式2の1の「Plan」の中の「対象取組の現状」についてですが、補助資料の1ページと2ページで説明いたします。補助資料1ページの(1)は高知市立小・中学校の不登校児童生徒数の推移を示しています。令和2年度は小・中学校とも過去最高になってしまいました。(2)は不登校児童生徒の出現率の推移を全国との比較で示しておりますが、令和2年度の全国の出現率は、11月頃に公表予定です。小学校では全国よりやや高く、中学校においては全国値を大きく上回っている状況です。2ページの(3)は令和2年度の欠席日数別不登校児童生徒数を示しております、欠席日数が90日を超えている小学生は全体の約5割、中学生は7割弱を占めています。(4)は、その不登校児童生徒に対して、教育支援センターみらいで支援できている小学生は、相談支援を含みますと36パーセント、中学生は43パーセントで、それ以外の児童生徒は所属校において、それぞれの子供の状況に応じて、支援を行っていることが読み取れます。そのような状況の中、多様な学びの場の保障に向けて、教育支援センターの活動の充実と学校の不登校対応力の強化が求められていることが「対象取組の現状」です。

様式2に戻ってください。このような現状を受けまして、「目標」としましては、教育支援センターみらいに通所する全ての児童生徒の学びを保障し、中学3年生の進路保障を100パーセントとすること。子供たちがGIGAタブレット端末を利活用して、自分の考えを表現できるようになり、研究所まつりや出発式で発表できるようになることとしています。また、学校の不登校対応力の強化に向けましては、昨年度から設置している、高知市校内型適応指導教室研究実践モデル校「城北中学校サポーター室」と、本年度から設置している、高知県不登校支援推進プロジェクト事業指定校「城東中学校学びの保健室タンポポルーム」において、校内の教室で行われている授業をリモート配信して、校内型適応指導教室に登校している子供たちが、教室での授業を受けたり、活動に参加したりしていること。そして、2校以外の学校においても、学校の状況に応じて「子どもの居場所」等を設置し、学校の不登校対応力を強化し、学びの場の保障を行っていることとしました。

「目標設定の理由」としましては、法の制定に基づいた議論が取りまとめられまして、改めて通知されました「不登校児童生徒の支援の在り方について」の中に、「学校等に不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保が必要である」と、「教育支援センターの整備充実及び活用を図り、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されている」とあることを受け、不登校状態にある子供への支援を充実させるように制定いたしました。

次に2「D o (実施)」です。達成すべきレベルは、先の目標と同じです。

成果としましては、補助資料の3ページをご覧ください。教育支援センターみらいの取組の成果としましては、まず、(1)子供たちの企画・運営による、みらい運動会を実施したこと。二つ目は(2)の「みらいタイム」でタブレットを活用できたこと。そして、三つ目は、(3)の子供たちが、作成した詩や絵、マンガなどを紹介したいという思いから、「季刊誌みらい」を7月に発行することができたことで、これらの活動に、子供たちは主体的に取り組み、自立への支援となっていると考えております。

次に、「校内型適応指導教室の取組の推進」についての成果につきまして説明します。まずは、補助資料4ページ、高知市モデル校、城北中学校サポーター室の取組の成果を示しています。この教室の企画・運営は、全ての教職員が関わることで、子どもが成長する環境をつくっていくことができるという考えで、心の居場所づくり部会で協議され、実施され、サポーター室では学級担任の関わりを大切に、担当教員に任せるのではなく、他の教職員と日常的に関わることで相乗効果が生まれ、学校の不登校対応力が向上していると捉えています。

次に、補助資料の5ページは高知県指定校、城東中学校学びの保健室タンポポルームの取組で、この教室は特別支援教育の考え方を基盤に、子供一人一人の状況に応じて個別最適化を図り、学習における成功体験を増加させて、子供の主体性を伸ばすよう環境の整備を図っています。

最後に補助資料の6ページをご覧ください。これは、8月に実施した高知市不登校支援担当者研修会において、不登校の子供や教室に入りづらい子供の学びの場の保障に向けた取組の一つである居場所づくりについて、先ほど紹介しました2校と、学校で独自に設置している長浜小学校の「ここにこルーム」の実践発表を行った際の内容をまとめたものです。参加した高知市の不登校支援担当者が、この3校の実践発表に学び、2学期からの支援にいかしていただくことを期待しているところです。さらに、2校以外の数校の中学校においても、「子どもの居場所」の設置を行い、学びの保障への取組が推進されていることも成果と捉えています。

次に課題といたしましては、様式2の「D o」の課題のところです。「教育支援センターの充実」につきましては、教育支援センターの職員が学習や活動において、G I G Aタブレットの効果的な利活用について研究を推進していくことが求められているとともに、学級担任等と連携し、子供たちが主体的に取り組む体験学習において、協働して支援に当たることができるよう環境を整えていく必要があると考えています。「校内型適応指導教室の推進」につきましては、2校においてはタブレット端末の活用方法については試行錯誤の状況ではありますが、ハード面が整備された2学期以降の取組が期待されているところで、校内の授業のリモート配信では、参加する生徒の状況に応じたものになるような工夫が必要と考えています。そして、2校以外の学校における「子どもの居場所」の設置が継続、拡大ができるよう、支援が求められていることも感じているところです。二つの取組の評価につきましては、達成度はほぼ目標通りでありますのでBとし、方向性としては、そのまま事業を進めていきますのでaといたしました。

次に3「C h e c k (評価)」につきましては、「対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い」とし、総評は不登校児童生徒の自立への支援と学びの保障を行い、教育支援センターみらいの取組は強化できているとし、また、2校を含む学校においても子供の状況に応じて柔軟な受け入れ体制を整備し、自立への支援を推進しながら、学力を保障することができるように、それぞれのアプローチで学校の不登校対応力を強化できているとしています。

最後に4「Action（見直し）」につきましては、教育支援センターみらいの取組の充実に向けましては、職員の研修を実施し、教育研究所にあるGIGAタブレットを2学期以降、児童生徒が利活用できるように教育環境を整え、積極的に活用していきます。また、各行事については、学校に案内文書を送るだけでなく、センター職員から連絡を取って紹介したり、児童生徒が自ら考えた方法で、学校にお知らせしたりするなどの工夫を行います。

次に「校内型適応指導教室の取組の推進」では、二つの教室において、個々の生徒の登校時間やニーズの違いに配慮して、有効なリモート配信の在り方を検討していきます。また、学校における不登校対応力の強化として、「校内型適応指導教室」の拡大や学校の「子どもの居場所」の設置に向けて、高知市全体に発信をしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

まず、教育支援センターみらいの活動の方ですが、これは達成度としては、いろんな視点から見たときにBではなくてAではないかという感じが私はします。すごく成果も上がっているし、取り組んでいると思います。ただ、これをなぜBにしたかと言うと、GIGAタブレットの効果的な利活用がまだ進んでいないということですか。それを教えてください。私はAでいいのではないかと思います。

もう一つ聞きたいのは、「校内型適応指導教室」の資料の方です。写真などいろいろ載っている資料の「「城東中学校の校内型適応指導教室の取組の推進」の成果(2)」というところの左下に、「タンポポルーム専用の玄関」というものがあり、「他の生徒の目を気にせずに、登校できる」と書いてあります。多分、以前私が勤務していた学校だけではなくて、不登校の子供の居場所を学校のどこかに作っていました。それは例えば「不登校のための部屋です」というような看板は一切せずに、その看板を掲げると生徒は来ません。入口も外から入りやすい場所、城東などはまさにそういうことを考えての配慮だと思いますけど、誰も見てないところから入れるなど、名前も「資料室」などにして、資料を多く置いてあるけれども、こういう机があり、勉強ができる。そういう部屋で何かするとかであれば子供が来れる。いろいろそういった具体的なことがすごくあるので、名前の表示「タンポポルーム」や「サポーター室」などについて、これを掲げているのかどうなのか。そこも現実問題として、なかなか中学生の心はすごく微妙で、まして不登校となると本当にきめ細やかな配慮があるので、この適応指導教室が上手にいくためには、本当に学校の先生方はすごく大変だと思うので、その部分を教えてほしいし、学校の不登校の数のうち、何人が今ここに来ているのか、来たり帰ったりはしていると思いますけど、教室へ行ったり来なかったりはいろいろあると思いますけど、何人ぐらい来ているのかというのは、これは成果に直結するというか、つながってくると思うので、それ教えていただけたらと思います。

教育研究所長

まず、達成度のところですが、この評価の基準でほぼ目標どおりの成果を上げたということがBでしたので、今、予定していた状況で推移していたので、Bという付け方をさせてもらっています。

次に、「校内型」のそれぞれ二つの学校の看板というような形で谷委員が言われましたが、両方とも部屋の前に「サポーター室」、「保健室」、「タンポポルーム」の看板を、入口の教室に「1の2」と書いているような部分に、両方とも設置しています。そこを設置するに至った経緯の部分がありまして、そこへの案内に関しましては、城北中学校では、谷委員が言われたような形で空き教室を使ったことを元々やっていた学校でしたが、そこに市教委のモデル校として是非とも校内型適応指導教室を設けてやっていただきたいと持ち掛け、学校の中でしっかり話をしてもらい、そういう目的で一つ部屋を作るという形でスタートしています。ただ、このような教室があるということ

学校を通じて流すというようなことは、城北中学校の方はしていません。学年会で出てきた子供をここへつなげてはどうだろうということで、学年会で検討し、次に、心の居場所づくり部会で検討し、そして、この子がそこで支援しながらしっかり学びを保障していこうとなったときに入室するような形になっています。一方城東中学校の方は、今年からスタートですが、スタートの前から、しっかりこういう教室を作りますと全校的にもアナウンスをし、保護者たちがそういう教室へ行かしてみたいという思いがあり、申込があつての入級という形でスタートをしていっている状況です。谷委員が言われたように、入口のことは確かに環境が許せば、そういう外から直接入れるところがよかったです。城北中学校は残念ながらそのような適切な教室を見つけられなかったのですが、現時点の特別支援学級の隣の教室になっていますけれども、そこにあります。城東中学校はちょうどその教室を使うということで、学校の方で設置をしたという形になっています。あと、支援をしている子供ですが、両方とも常時来ている子供は約8名程度と聞いています。それは2学期の頭の数ですので、今現在の数ではないですが、8名程度と聞いています。城北中学校の子は先ほどの経過で入ってきますので、元々そこに所属しているのが約8名程度、そして、城東中学校は登録している生徒は20数名という形ですけれども、常時来れているのは8名程度とお聞きしているところです。

谷委員

ということは、みらいにも行っていない、この適応指導教室にも行っていない生徒が、結構まだそれぞれの学校にいるということですか。

教育研究所長

はい、います。

谷委員

こういうものを取っ掛かりにして進めていくのは大事だと思いますけど、ですので、言わずに、例えば「サポーター室」と書いてあれば、これは何をするとところだろうかとなるわけですね。

教育研究所長

学級の中では言っていますが、大きくこういう部屋を作りました。来ませんかという形でのアナウンスは城北中学校の方はしていません。

谷委員

要は私が言いたいのは、不登校である生徒が一番の主体というか、その気持ちなどを第一にしなければいけないので、各学校でそこは考えられて進めていると思いますが、その辺りが気になりましたので。こういう事業というのは、ちょっとしたやり方によっては進んでいかないことがあります。ですので、そこがすごく心配という感じがします。先ほど言ったみらいの活動の、研究所の充実というのは、それこそAでもいいのではないかという気がしますが、またご検討ください。ありがとうございます。

西森委員

本当にすばらしい活動をされていると思って拝見いたしました。様式2の「D o」のみらいの活動の成果の中ですけれども、そういうわけで運動会を初めて実施して、参加者は15人だったけれども、それ以外にも応援や音楽で参加した人もいましたということが書かれています。コロナですが、研究所まつりをできたらいいと思いますけど、この実行委員会は何れぐらい人数がいるのかということ、それから、子供たちの「季刊誌みらい」です。この編集委員会は何人ぐらいでしょうかということ、その下の体験手記もものすごく興味がありますけど、要は同じような子が重なり合っただけで活動しているのか、ある程度、延べというか、分野別に運動会チームと季刊誌チームというような感じで、延べにすると、みんなそれぞれ居場所を見つけて、やることを見つけてくれましたという感じになっているのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

教育研究所長

すみません、全ての子供を私の方で把握できていませんけれども、研究所まつりの実行委員会は例年多くの者、主に中学生・中学部の子供が中心となって行っています。1学期の中ほどから希望者で結成しまして、募集しながら、いつも実行委員も来れるわけではないので、実行委員が代わりながら行っている状況です。あと、運動会の実行委員会は昨年度末に、これも中学の子供さんでしたが、言い出したことにより、数名が集まって行っていました。今、中3の子供さんが委員長になって、言い出した者が行っていったという状況です。あと、季刊誌に関しては、実は第1号を発行したのがありますが、このような形で発行しましたけれども、実際は2名でした。一人は中学、もう一人の子は今年中学1年生になった特別支援学校の子供でしたけれども、その子供さんたち二人が中心になりまして、ただ、みらいの方でも、学期の終わりと始めには、始業式と終業式のようなものをやりますけど、その中では全体に声をかけて呼びかけをするなどして、少しでも編集委員や実行委員を増やして行っていこうとやっています。全て同じ者だけが行っているわけではありません。これを行っているものがこちらの方を中心に行っていたり、どちらかという運動会を活動的に行っていたり、研究所まつりの方は結構大きなお祭りですので、多くの者が参加しております。

西森委員

どうしても私たちは手っ取り早い成果といいますか、積極的に参加してくれると嬉しいという気持ちで見えてしまうので、もしかしたらそういう見方自体がいけないのかもしれないかもしれませんが、こういうことをしてくれたら親御さんは嬉しかったらと思います。ありがとうございます。

教育研究所長

ありがとうございます。

森田委員

お伺いしたいことも含めてですが、一つは様式2の「Action」のところですけど、校内型適応指導教室の授業実践ということで、「リモート配信の在り方を検討する」というところ、これは要するに生中継配信というような感じで授業する方法や、それから録画をして、YouTubeではないですけども、それを生中継だけにするとまたその時間に合わない子がいるとか、また録画などにすると先生のお手間がとか、あと録画だといつでも見れるというのものもあるかもしれませんが、そこのところをどうするか、検討するということをお伺いしたいです。授業のやり方などの。あとはお恥ずかしい話ですが、私の学校の学生などはいつでも見れるようにすると、生活リズムが狂ってしまうということもありますので、なかなか難しいところがあります。

それから今後ですが、保護者の方々が会えなくてもリモートで、タブレットでオンラインなどにつながったりとか、要するに対面でお会いできなくても、保護者と交流ができたり、保護者を支えるということも、可能性として今後できたりするのではないかと思ったところです。

教育研究所長

リモート配信につきましては先ほど委員さんが言われたように、同時配信、LIVEを考えています。1学期に実践したことは、一番数が多いのは3年生なものですので、3年生のある教室に備え付け、その授業を、1時間目は例えば理科や社会と、子供が選んで見るという形を取っていました。ただ、子供によっては、どうしても起きられないので、来る時間が昼からであったりとか、その時間は教室の授業を受けに行ったりしている子供もいますので、うまくいかないで、今は基本的には学校のリズムの中でそのままやっていたけれども、そこを動かしながらできないだろうかということを検討していくという、すみません、まだそのレベルのお話です。授業を録画したものは、使っている教材などの問題があり、そこは進められていません。

もう一つは、保護者とのつながりの部分は、その教室で在籍している子供だけではなく、不登校の子供たちとどのような形でつながれるかというところで、今、教育相談班の方も含めまして、

どういう形が一番、その子供とのつながりという面で、どういう形が取れるだろうかということを考えているところです。言われたように、保護者にも会えない、またそこで会えるとなれば、是非ともそれを活用すればいいと思っていますが、またご意見いただきましたので、こちらの2項にも当然それを持っていきながら、またそれをもっと広げていきたいと考えますので、またやっていきたいと思います。ありがとうございます。

森田委員

ありがとうございます。

野並委員

私も谷委員さんがおっしゃった、みらいの活動は、本当はもっと更に評価してもいいのではないかと思ったことです。「事業の概要」の「体験学習の充実を図る」というところで、「〇〇したい！」を大切にしてください」ということですが、今から言うことは変な言い方ですけども、自己肯定感の向上を図るというよりも、何かしたいことができたという、体中を駆け巡るような幸福感というのが、やっぱりその体験がすごく大事ではないかと思います。それを多く体験することがある時期に非常に必要なような、あるいはもっと早い段階で、それが幼稚園であったりと思いますけど、それをずっと追求していくということがあるのではないかと思いました。そういう意味で、したいことをいい形でさせてあげるといふ授業は、すごくいい授業ではないかと思います。いつも自己肯定感という言葉に引っかかりますけど、振り返ったときに余り自己は肯定していないような気がしますけど、自己幸福感は一部満足されているのではないかと思います。皆さんは自分を肯定していますか。目標があり、その目標に全然達しない自分がいるわけですが、そういう人はそれでもおとしめないというか、自らを卑しくしないというような、こんな自分でもこういうことができる、しようということが必要でありまして、別に肯定しなくてもいいような気がします。ただ、自己幸福感は必要ではないかと思います。この活動はすごくそういう体験を早い段階でさせて、提案するというか、場を作ってあげるといふことは、単に隠れ場所を作ってあげるよりも、まだもっとすごいことではないかというわけです。ある建築家の方が建築をするときに、小学校なり何なりに、人から見られないための隠れ場所を作るという話を聞いたことがあります。それももちろん大事なことでしょうけど、何かそういう活動ができる、それから、運動会のときだけ活躍する、自分などはそうでしたが、そういうものを多く作ってあげるといふことが、幸せなことではないかと思います。自己幸福感というようなものが、向上させてあげるといふ意味では、みらいの活動はものすごく評価してあげてもいいのではないかと思いました。以上です。

谷委員

賛成です。

山本教育長

不登校になった子供さんというのは、学校へ行けない自分を責めるような部分も当然あるのではないかと思います。そういう中で、自分を否定するだけではなく、自分はこういうことができたということが、先生がおっしゃるような幸福感に近いような意味での肯定感ということだと思っています。子供さんによって、それは何なのか違うわけです。それを提供できる場所としての「みらい」といふのは、組織の改編をし、やりたいという方を所長に据えて、積極的な取組をしていただいているところは、本当に評価していただいて有り難いと思っています。さらに、それぞれの子供さんに合ったやり方がありまして、一つのことをやれば全員が助かるわけではないと思っていますので、様々なやりたいことを実現できる場所といふのを今後も進めていきたいと思っています。評価については、どうするのかはまた外部評価も含めながら、また修正の方はさせていただければと思います。

一旦これについては置かせていただきますが、よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

山本教育長

続きまして、③「学力向上対策 学力向上推進室による更なる取組・支援の充実について」、事務局からの説明をお願いします。

学校教育課副参事

学力向上対策についてご説明させていただきます。

目的としましては、学校経営と組織的な学力向上の取組がつながる支援を行うとともに、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた授業改善を進めていくことで学力向上を図るとしております。学校へ直接訪問しております学力向上推進室ですが、今年度は学力向上推進員、いわゆるスーパーバイザー9名、指導主事等11名ということで、それぞれ訪問、指導助言を行っております。

ここからは、お手元の資料で7ページ、様式2のA3横の資料を使ってご説明させていただきます。

まず、左側1「Plan（計画）」についてですが、学力向上対策はこれまでも継続して取組を行ってまいりましたが、全国学力学習状況調査におきまして、小学校では全国レベルを維持してまいりましたが、中学校においては改善傾向にあるものの、目標であります全国レベルに達成するまでには至っておりません。目標設定の理由とも重なりますが、そうしたことから、目標を全国学力・学習状況調査、数値目標として、全国平均正答率比、小学校105、中学校100と置いております。

次に2番「Do（実施）」についてですが、令和3年度からは、学力向上アクティブ・プラン第2期をしておりまして、学力向上対策の更なる充実を図っているところです。成果といたしまして、8月の定例教育委員会でもご報告させていただきましたが、本年度は2年ぶりに実施をされました全国学力・学習状況調査におきまして、小学校では全国平均正答率比が102、中学校は93となりました。小学校では、国語・算数ともに全国平均正答率を上回る結果となり、また、全国平均レベルを維持しております。ここにおきましては、これまで若干下降傾向にありましたことから、前回平均正答率と比較すると4.5ポイントの改善が見られております。中学校では、国語・数学とも全国平均正答率を下回る結果となりましたが、これまでの調査の中で、最も全国との差を縮める結果となりました。課題につきましては、後ほど、4「Action」で併せて申し上げますが、そうしたことから評価・達成度はB「ほぼ目標どおりの成果を挙げた」、方向性として「現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する」Aとさせていただきます。

こうしたことから、右上の3「Check（評価）」におきましては、「対象取組の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である」とさせていただきます。総評として、各学校が学力調査を踏まえた課題改善に向けて、組織的に授業改善に取り組んできたことによる成果が表れており、また教員の意識改革にもつながっていると考えております。今後は各学校の分析・検証を基に課題を捉え、組織的・自立的な授業改善体制への支援を行っていきたいと考えております。

最後に4「Action（見直し）」ですが、こうした取組により成果を上げているものの、それぞれ学校の実態や状況によりまだ差がありますので、学校の状況を踏まえた重点的な訪問指導の実施、また、これまで国語・数学・英語等を重点的に訪問をしてまいりましたが、そうした指導についても、組織全体に広げるための拡充した訪問指導、また組織的な授業改善体制の充実を図ってまいりたいと考えています。さらに、今後求められていく学びとして、タブレット・ドリルをはじめ、一人1台端末の効果的な活用を積極的に支援し、個に応じた指導、個別最適な学びの実現を目指した教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

すごく成果が上がって良い結果が出ていますので、昨年も評価、達成度がBでした。今年は昨年よりずっと良い結果ですが、またBというのは何か、かといって、完全ではないのでというのであればBのマルやAとしたいところですが、当初の中学校の3年生の目指すべきところまでは至っていないのですが、今まで1番頑張っているわけですので、その辺りが何か気になります。Bのマルではいけないでしょうか。すごく頑張ったのでAでもいいのではないかという感じがしますが、なお検討してもらいたいです。

それともう一つは、4の「Action（見直し）」、これがすごく大事な視点をついていると思います。要は授業力の向上、学力向上に直結する授業というのは、組織的なそれぞれの教科の専門性の向上と、もう一つは、全ての教科担当、授業者に共通する指導方法の工夫・改善ができるかどうかということです。あと、学級の間関係もありますけど、そこは置いておいて、教科の専門性と指導方法の工夫・改善ができなければいけないと思いますので、今までは国語・数学・英語でしたけど、それを全体に広げる。これは授業をしている全ての教員に広がっていくようにしたいと思います。例えば、美術や音楽や家庭科などは基本的に一人程度です。その先生方も、その教科の部会はこの会では立ち上げなくても、別の部会に参加する、みんなが何らかの教科の訪問指導の強化に参加していただくということを進めていけば、自分は教科が違うけど、指導方法の工夫・改善はやっぱり行っていかなければいけない、組織全体の指導方法の工夫・改善というのが高まっていくわけです。すごく効果的だと思います。私も中学校にいるときに、教科の専門性はそれぞれあるので、教科ごとの校内研修というようなものは、中学校は強かったですが、指導方法やそういうものは全部共通しているということで、別の教科の授業も見てもらい、その子供の様子や指導方法のことを話し合い、やってもらいました。それがものすごく学校の授業が高まる原動力になったと思いますので、是非そういうようなことをしてもらいたいです。ここに書いてあるものを少し修正して、学校全体の授業者の参加による教科部会への高まり、そういうことを「組織的な」と書いていますが、すみません、今、上手にいい言葉で文章が頭の中に浮かびませんが、何かそういう若干修正したいという思いがします。

山本教育長

ありがとうございます。来年度に向けて、この室の体制自体も、全教科に広げるというような方向性も持って行っていくようにしたいと思っていますので、少しまた表現方法については工夫をさせていただきたいと思います。

西森委員

本当にいい成果を上げていらっしゃると思います。このことと直接関係があるかどうか、私の中では分かっていないですけれども、いわゆる新学習指導要領があり、これで言うと最初の「GIGAスクール構想」の中に出てくる「主体的・対話的で深い学び」というものです。それは特段ここでは触れられていませんけど、今後、授業改善ということを使う上では、そういう授業を目指していこうということに当然なってくるだろうと思います。それは多分二つ意味がありまして、そもそもの授業力がまあまあだという先生の力を上げていくという話と、今までもいい実践をされているけれども、少しそういったものを変えていかなければいけないのではないかと、そういう意味ではレベルアップというか、あり得るのではないかと想像します。そこを入れるかどうかということは検討の必要があるかと思っています。というのは、「主体的・対話的で深い学び」とことさら言われていますけど、何かで読んで感銘を受けたのですが、文科省は別に昔から「表層的で丸暗記に供した学び」とは言ったことはありませんけど、ただ、何となく大学受験などに引きずられて、余り能力もないのに必死に高い試験をやると、結局丸暗記が早いというようになってしまっていて、

本質的な対話をしないまま目の前の試験をクリアすれば、あとはゴールし終われば倒れ込んで、半年もすれば全部忘れてサークル活動にいそむむというような感じで、私の時代は通用しましたけど、そういうことは昔から誰も求めてなくて、本当はいろんなことを深く理解した上で、キーワードを聞かれたら答えられますということが本来の試験の目的だったはずですが、そうはなってこなかったということです。なった人もいると思いますが、「主体的・対話的で深い学び」ということは、先ほど私が、今まで良かった方でも変える必要がある方もいらっしゃるのでしょうかという前提で申し上げましたけど、恐らく昔からやっている先生はずっとやってきたと思います。やっとな時代がついてきたという感じで、やってこなかった先生はやってこなかったのでしょうか、そういう意味では今回の「主体的・対話的で深い学び」というのは、まさにキーワードにかけて行っていく必要があるのでしょうか。学力向上推進室として、ことさらそれを掲げて、何かご指導の方針が変わるかという、恐らくここにおられる推進向上委員の先生方は、昔から「主体的・対話的で深い学び」をやってきたのではないかと思いますので、逆説的ですが、あえてそのためにやり方を変える必要はきっとない先生たちだろうと思います。ただ、キーワードがキーワードですので、そういう授業を実践していくことで、学力全体を底上げしていくという形で、少し盛り込んでもいいのではないかと思います。要は試験対策で点数が上がればいいということではなく、本当に力が付く授業を実現していきたいということだと思いますので、それは入れてもいいのではないかと、ただ、ことさら何かを変える必要は本来ないはずだと感じております。これは今まで、いい成績が上がっている県などがあつたときに、やり方を変えることで少し違う方向でかわしていければいいと思います。「主体的・対話的で深い学び」を行うことで、今までクラスの中で、割り算で止まってしまったのでそれ以降がよく分からないというような感じの子供たちが、あるいは社会や理科などで違う力や能力を発揮できたりすれば嬉しいと思いますけど、そういう劇的なものではないと思いますけど、よろしく願いいたします。

山本教育長

学習指導要領ですので、当然それを目指して動く必要があるところですが、また表現方法については検討いたします。

谷委員

「GIGAスクール」にはしっかり入っています。

西森委員

きっと本質的には昔から変わっていないですね。

谷委員

新たな授業をしなければいけないということではなくて、昔から行ってきた良さを大事にして、この「主体的・対話的で深い学び」という内容により一層近づいていく。ですので、これまでの指導を否定するのではなく、これまでの指導を重視した上でという感じです。そのように、文科省の考え方はこれですと学習指導要領の解説にも書いてあります。

西森委員

もっと言うと学力テストも中身がそういうわけで変わっているわけです。多分暗記でも対応できる問題ではなくて、注意、深掘りしないといけない問題に変わっているわけですね。

山本教育長

そうですね。A問題、B問題とあつたものを一つの問題として、暗記しただけではなく、ちょっと一工夫をしないと解けないような問題に変わってきました。ただ授業をして、分かる授業をすれば子供の成績が上がるかと言うと多分そうではなく、やっぱりその授業が面白い、自分がその授業の中で何か興味のあるものを発見できて、教えられたものだけではなく自分で勉強しないと、成績は伸びないのではないかと思います。それは深い学びにつながるころだと思います。良い先生とい

うのは、そういうことを、ずっと子供に興味を持たせるような授業の仕方をされてきたのではないかと思います。少しまた表現方法を含めて工夫をさせていただきたいと思います。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

それでは、今回またご意見もいただきましたので、反映できるところは反映させた上で、外部委員さんのご意見をいただきたいと思います。

最後に、「令和3年9月市議会個人質問概要について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長補佐

先ほど差し替えをお配りしました「令和3年9月市議会 個人質問概要（教育委員会関係）」と書かれた資料をご覧ください。

9月14日から17日までの期間で行われました9月市議会定例会において出されました、教育委員会に関わる個人質問の概要についてご報告いたします。

教育委員会関係では、質問議員16人中8人の議員から、全部で30問の質問がありました。多かった質問といたしましては、「コロナ対策」に関して7問、「不登校」に関して5問、そのほかに「スポーツ競技の盗撮問題」、「若手教員の育成」、「初月小学校のプール給水の事案」、「学校給食」に関する質問が、それぞれ3問ありました。

このうち、「コロナ対策」につきましては、質問番号9番及び10番にありますとおり、オンライン授業におけるWi-Fiルーターの貸出に関する質問がありました。先ほど課題にも上がっておりまして、現在は学級閉鎖、学年閉鎖などを必要に応じて判断しながら対応することを想定しておりますので、一定90台で対応可能と考えていること、また、今後に備えて追加調達を準備している旨の答弁を行いました。また、実施に当たりましては、差別やいじめにつながるものがないよう、学校と連携しながら配慮するとともに、家庭においてもWi-Fi環境の整備を検討していただくようお知らせしていく旨の答弁を行いました。次に、10番の質問につきましては、授業の全てを双方向の動画通信型とするのではなく、授業の構成や時間配分などを工夫することにより、長時間利用が可能となるよう対応していく旨の答弁を行いました。

また、「初月小学校のプール給水の事案」につきましては、質問番号21番、22番、24番にありますとおり、下水道使用料を全額市が負担するべきではないという立場と、教員に対して求償すべきではないという立場に立つお二人の議員から、それぞれ事実関係や水質管理、再発防止等に関する質問がございました。教育委員会として改めて事実関係を説明し、陳謝するとともに、プールの水質については薬剤の追加投入により衛生基準を満たしていた旨の答弁を行いました。また、再発防止策としましては、プール点検の際に、給水状態となっていないかを確認する項目を追加する等の対策について答弁を行いました。

その他の質問の詳細につきましては、後ほど、資料の方をご覧くださいと思います。報告は以上です。

山本教育長

まだ議会が閉会はしていませんが、個人質問自体は終わり、こういう形でお答えさせていただきました。プール給水については教育委員会で当該学校から聞き取りをして、実際プール給水はどういう仕組みで行われていたのか、誰がどういう責任の管理体制になっているのかというところを、市長部局の方にお返しをして、今後は市長部局の中で顧問弁護士と相談をしながら、どのような求償をする必要があるのかということを検討していきたいと思っています。裁判事例というのもありまして、東京都の教育委員会と神戸市、ここは教育委員会ではないですけども、庁舎管理の関係などで出ていますので、それで言うと3割を請求や5割を請求ということでした。誰かに相談して

いればこういうことになっていなくて、一人で閉めなくてはいけないと思いつつ、誰かに一声かけていけば良かったものがかけていなかったというところもあつたりしていますので、そういうところも含めて検討した上で、請求は教育委員会ということではなく、市長からとなりますので、教育委員会としての意見も出しながら、最終どうするのかということは決めさせていただきたいと思っております。

谷委員

高橋さんと深瀬さん、どちらが払う払わないとおっしゃっているのですか。

山本教育長

高橋さんの方が求償すべき、深瀬さんは、全額は求償すべきではないという立場での質問になっています。

西森委員

これは、タイマーなどは付けられないですか。

山本教育長

実はタイマーはあります。ただ、そのタイマーは夜間給水のタイマーで、「自動」を押すと、夜給水が始まって、朝止まるというタイマーが付いています。今、1回ボタンを押せば2時間で止まるタイマーなどを検討していますが、再発防止策として、まず、プールの確認方法について詳細なチェックリストを作ってチェックするということと、職員室にプール給水中というような看板を掲げて、帰るときにまだそれがかかっているか、給水が止まっていないということで確認しに行くなど、言うならばアナログな形ですけれども考えています。例えばタイマーを付けるとなると、当然ほかの学校で起こる可能性もありますので、全ての学校にとなっていくしますので、ちょっと一旦は人的なミスを防ぐという意味で、大きい看板を職員室の黒板へかけていただこうかと考えています。

西森委員

これは教員の先生方は、そういう保険などはありますか。

山本教育長

校長先生は賠償保険に入られているようですが、あとは教頭先生二人のうち一人は入られています。あとの方は入られてないようです。

西森委員

過失があるかと言われたら過失です。そこは否定のしようがなく、今のところ、下水道使用料は270万円と24番の質問に出ています。上下水道局は別の企業体ということになると思いますけど、額が太すぎるというか、うっかりしました、時間が経って忘れてしまいました、それによって半額だとしても単純計算135万円という、これはヒューマンエラーというか、自動車事故もそうかもしれません。車を運転する以上は一瞬の過失で何千万、一億になる。それは保険でカバーする。学校の先生方がそこまで危険な業務をしているのかということ。一歩間違えれば水道料金を取られるという、これはある程度防止策を取っていたかどうかという意味では、その体制自体で過度な負担を押し付け過ぎているのではないかという気が私はしなくはないです。確かにタイマー、機械のことではありますけれども、私はお風呂場には絶対タイマーが必要だと思っている人で、流しっ放しで家事などしていれば絶対忘れてしまうので、自動で止まるタイマーは、みんなそれは思うと思います。ですので、どれぐらいかかるかによりますけど、うっかり忘れて、あとヒューマンエラーで鍵をかけるにしても何にしても、それほど気を遣っていただけるのだろうかという、先生方は忙しいことばかりです。この間も不登校の生徒さんに電話したり、親からのクレームに対応したり、明日の授業のことをやったり、宿題に丸を付けたりと、いろいろやっつけらるわけではないですか。その結果として何百万円が飛んでいくという、これはちょっと体制として過酷すぎるのではないかと思います。お医者様や私どももそうですが、危険業務と分かっていたら最初か

ら保険に入っています。ただ、先生方はプールの水入れなどはそれほど危険業務だと思っていないはずですので、ちょっと普通に考えて酷すぎると感じてしまいました。

谷委員

私の意識では、基本的に担当が複数という、学校はそうでしたと思います。教頭と体育主任など、とにかく複数で行っていました。二人とも抜かっていましたか。

山本教育長

給水したのは元体育主任で設備については精通しているけれども、実際6時限目の授業に向けて給水したのですが、6時限目の授業が雷雨によって中止になりまして、プールまで行くことがなくなったということ、その後職員会等もあり、その先生は自分が出したので止めなければいけないと分かっていたけれども、体育主任以外にプール当番の先生がいるらしいですが、プール当番の先生がプールに行くので、その先生が止めてくれているだろうと思いこんでしまい、そこから後、確認が抜かっていたということになります。そこで一声かけてチームで対応していればこうはなっていなかったということです。

次の日、止まっているかどうかプールまで見に行ったということでしたが、普通プールというのは、水道法の関係で浄水を入れる場合は上から落とし込んで、吐水口とプールの水面に30センチメートルの高低差が必要ですが、ここは井戸水ですので、そうやってしまうと給水中は音が非常にうるさく近所迷惑になるため、井戸水の場合はそういう制限がないので、プールの横、壁面からそのまま水中へ給水するような形にしております。このプールの特性というところもありまして、井戸水ですのでお金がかからないと思っていたというところもあります。ところが、その場合にも下水だけはメーター分で支払うが、そのことを知っている先生はいなかったということでした。これがもし水道設定であれば、倍料金がかかっていますので、今回は下水だけでこの金額で、もし浄水であればこの倍の金額になります。

そういうところも含め、過失もゼロではないです。教育委員会としては、こういう事故があるので注意してくださいということは、プールシーズン前に文書を出し注意喚起をしています。給水というのは少ないですが、排水のときにプールの掃除をして、排水バルブを閉めたつもりが完全に閉まりきっていないくて、少しずつ流れながら給水してしまうということなどがあります。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

山本教育長

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時30分

署 名

教育長 _____

3番委員 _____